

愛媛県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成 24 年度における普通会計の決算による人件費の状況は、以下のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成 24 年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 23 年度 の人件費率
平成 24 年度	1,431,445 人	588,514,279 千円	2,281,209 千円	172,986,474 千円	29.4 %	29.1 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

平成 24 年度における普通会計の決算による職員給与費の状況は、以下のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1 人当たり 平均給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 1 人当たりの給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成 24 年度	19,123 人	84,526,035 千円	14,297,073 千円	30,227,761 千円	129,050,869 千円	6,748 千円	7,042 千円

注 1 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は、含んでいません。

2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

県の厳しい財政状況を踏まえ、人件費の抑制を図るため、平成18年度から知事等特別職及び一般職員の給与の臨時的な減額措置を実施し、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までは、国家公務員の給与減額措置を前提とした地方交付税の削減に伴う給与減額措置を行いました。

平成 25 年度の給与減額措置の内容は、以下のとおりです。

○特別職

区分	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで		平成 25 年 7 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	
	給料	期末手当	給料	期末手当
知 事	25/100	減額後の給料の月額による額	30/100	減額後の給料の月額による額
副知事	15/100		20/100	
教育長、管理者、 常勤監査委員	12/100		17/100	

○一般職員

区分	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 25 年 6 月 30 日まで	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで		
	給料	給料	管理職手当	その他の手当
特定幹部職員	1/100	9.77/100	10/100	減額後の給料の月額による額
管理職員	0.5/100	7.77/100	10/100	
一般職員	—	6.77/100	—	
若年層職員	—	3.77/100	—	

*減額措置の対象となる手当（給料の月額を算出基礎に含む手当）

地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特地・へき地手当

農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当の一部、定時制通信教育手当、産業教育手当

※ 期末・勤勉手当、退職手当は、減額前の給料の月額による。

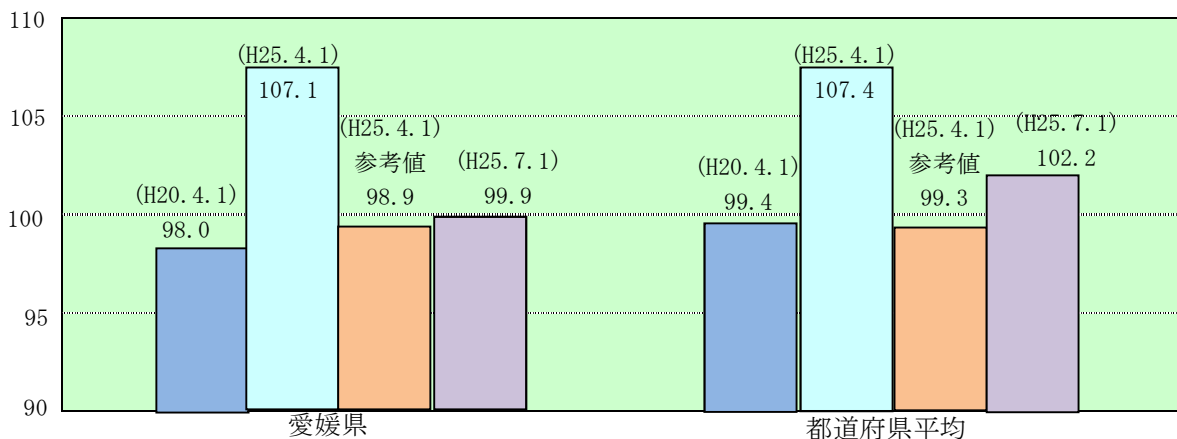
(4)ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

本県の平成 25 年 4 月 1 日におけるラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額支給措置が実施されていたことから、107.1 となっていますが、都道府県の平均と比べると同程度となっており、国家公務員の給与減額支給措置がないものとした場合の同指数（参考値）は 98.9 と国よりも低くなっています。

また、平成 25 年 7 月 1 日におけるラスパイレス指数は、国家公務員の給与減額措置を前提とした地方交付税の削減に伴う給与カットの実施により、99.9 となっています。

なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 18% の地域手当が支給されており、支給対象職員の割合は、国家公務員が 71.8%（24 年 4 月 1 日現在）であるのに対し、県職員は 0.3%（25 年 4 月 1 日現在）となっていますが、このラスパイレス指数には反映されていません。



※本県では、平成 20 年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職 2.6～6.0%）を実施

注 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

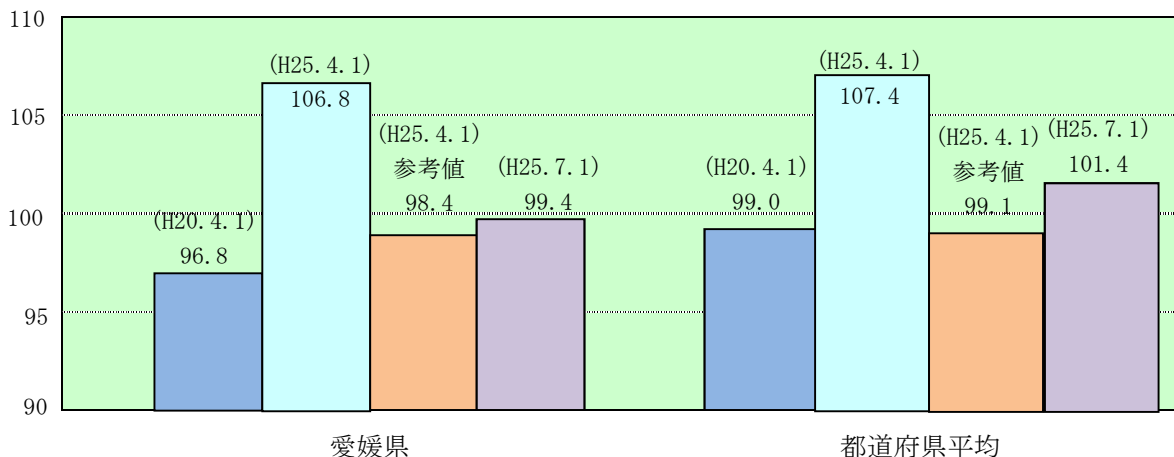
注 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) パーシェ指数の状況

県職員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数の他にパーシェ指数があり、本県の平成 25 年 4 月 1 日におけるパーシェ指数は、国家公務員の給与減額支給措置が実施されていたことから、106.8 となっていますが、都道府県の平均（107.4）と比べると低くなっているとともに、国家公務員の給与減額支給措置がないものとした場合の同指数（参考値）は 98.4 と国よりも低くなっています。

また、平成 25 年 7 月 1 日におけるパーシェ指数は、国家公務員の給与減額措置を前提とした地方交付税の削減に伴う給与カットの実施により、99.4 となっています。

なお、ラスパイレス指数は国家公務員の職員構成を基準として算出するのに対して、パーシェ指数は本県の職員構成を基準として算出するもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※本県では、平成 20 年度は、給料の臨時的な減額措置（一般行政職 2.6～6.0%）を実施

(6) 給与改定の状況

平成 25 年については、県職員給与と民間給与がほぼ均衡しているとして、県人事委員会から給与改定の勧告が行われなかったことから、「月例給」「特別給」とともに改定は実施しませんでした。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	県職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成 25 年度	円 383,889	円 383,829	円 60 (0.02%)	% 0	% 0	% 0

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	県職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成 25 年度	月 3.97	月 3.95	月 0.02	月 —	月 3.95	月 3.95

注 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合です。また、「県職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当を合計した年間の支給月数です。